

2021年度 事業報告書

特定非営利活動法人 ヒューマンライツ・ナウ

1 事業の成果

2021年度は、引き続き、ビルマ(ミャンマー)、タイ、カンボジア、中国をはじめとするアジア地域の人権状況の調査・アドボカシー活動(人権活動家・表現の自由の侵害、ビジネスと人権、女性と子どもの人権等の分野)や、ミャンマーにおける軍事クーデタから民主主義政治への回復を求める支援を実施した。コロナ渦であることから、現地での教育支援の実施は容易ではないものの準備を進めている。ニューヨークの国連総会・安保理、ジュネーブでの国連人権理事会に対するアドボカシーを続け、女性の権利や紛争・武器と人権、ICC等、グローバル・キャンペーンを引き続き行った。

日本国内では、他団体とも連携し、被害実態に即した刑法の再改正を実現させるため法務省の刑事法検討会や法制審議会への働きかけを行った。また、成人年齢引き下げを見据え、AV出演強要問題の解決を求めるアドボカシーも継続した。その他、中国の香港やウイグル、ミャンマーでの軍事クーデターによる人権問題、ビジネスと人権に関する事実調査のフォローアップ、産業別での企業へのエンゲージメント、ESG投資への働きかけを行った。このほか、言論・表現の自由、外国人の権利等の国内の人権課題に取り組み、東日本大震災被災地の法律相談を引き続き行った。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【23,960】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
国際支援事業	<p><人権侵害事実調査・公表プロジェクト></p> <p>引き続き、人権状況が懸念されるビルマ、カンボジア、タイ、中国、香港等、アジア地域における人権状況に関する事実調査・情報収集と報告書等の公表、政府機関・国連等への提言・ロビー活動等を行った。</p> <p>近年、特に人権状況が悪化している中国に関して、香港の民主化運動に対する弾圧に関する報告書を国連に提出すると共に、院内週会や映画イベントを開始し、ウイグル人への大規模な人権侵害についてオンラインイベントを開催した。</p> <p>また、ビルマでの2021年2月の軍事クーデタを受けて、非暴力平和的な市民に対する深刻な人権侵害を非難し民主主義政治の回復を求める声明を他団体と共に公表し、在日ビルマ人組織と共に政府に対して公開質問状を提出し、その回答を踏まえた院内集会を昨年度に引き続き開催するなどした。</p> <p>市民社会に対する継続的な人権侵害が行われているカンボジアについても、国連人権理事</p>	通年	日本、ビルマ、中国等 ニューヨーク・ジュネーブ	50名	ビルマ、中国、カンボジア、タイ、等当該市民一般	無数	1,727

	<p>会に野党及び市民社会に対する弾圧を批判する声明を提出した。</p> <p>ビジネスと人権に関連する現地からの情報収集とネットワーキング、調査を継続した。</p>						
国際支援事業	<p><女性の人権プロジェクト></p> <p>被害実態に即した刑法の再改正を実現させるために、法務省の「性犯罪に関する刑事法検討会」や「法制審議会」の動きに対するモニタリングやアドボカシー活動を行った。他団体とも連携を図りながら、要望書や提言書を政府・政党に送ったほか、記者レクや記者会見などを通じて刑法改正に対するメディアの理解や関心を深める活動も強化した。また、デジタル性暴力や性交同意などタイムリーな題材をテーマに開催したオンライン・イベントも盛況に終わった。</p> <p>加えて、2022年の4月に成人年齢が引き下がることによって懸念されていたAV出演強要問題に対する法整備を求め、数々のロビイング活動を院内集会などを通じて行った。</p> <p>さらに、スリランカ女性ウィシュマ・サンダマリさんが名古屋出入国在留管理局の収容施設で命を落とした事件を機に、声明や記者会見などを通じて、外国人DV被害者への保護の徹底と対策の改善を訴えた。</p> <p>そしてNYでは、3月の国連女性の地位委員会（CSW）のテーマに沿って、グローバルサプライチェーンにおける女性のエンパワメントに関するオンラインイベントを開催した。</p>	通年	日本、ニューヨーク	35名	日本、アジア、中東等の女性一般。	無数	2,910
国際支援事業	<p><子どもの人権プロジェクト></p> <p>米国教育改正法第9編（タイトル・ナイン）を参考に日本の教育機関における男女平等の推進・性差別禁止を求める政策提言とイベント開催を行った。また、ミャンマー、イラクなど海外の子どもの権利侵害についてモニタリングを継続した。</p>	通年	日本等	30名	日本、ミャンマー、イラク等の子ども	無数	1,778
国際支援事業	<p><海外人権教育プロジェクト></p> <p>過去はビルマ国内で、弁護士会等と連携し、弁護士、学生などを対象とする人権教育を実施したものの、昨年に引き続き本年も新型コロナウイルスの影響があり、講師の渡航が困難であるが、国境周辺の難民キャンプ等での実施の可能性を検討し、ネットワーク作りを行った。ただし、2021年2月1日のクーデタを機に、複数回院内集会や記者会見、12月には世界人権デーイベントにカチン族のゲストスピーカーに報告して貰うなどして現地の声を</p>	通年	日本、ビルマ、タイ、カンボジア、中国等	25名	ビルマ、タイ、カンボジア、中国等市民・法律家・学生	直接的には約100人。波及効果としては無数。	2,701

	社会に届けてきた。						
人権の促進 保護のための 調査・研究 提言・普及 事業	<p><人権政策提言プロジェクト></p> <p>日本の人権状況について、国際基準・各種国連勧告に従い改善されるよう政策提言・アドボカシー等を行い、外交・援助政策において人権が主流化されるよう政策提言を続けた。</p> <p>被災地での法律相談を継続すると共に、入管法改正に向けた専門部会からの「提言」について国際人権基準の観点から恣意的拘禁などの問題点を明らかにする声明を作成公表した。</p> <p>ビジネスに関連する人権問題については、引き続き日本政府と企業、投資家等に対し、国連ビジネスと人権に関する指導原則に即した人権尊重・保護を実施するよう働きかけ、ダイアログを強化した。日本における国別行動計画の策定を受け、指導原則の趣旨の実現に向けて更なる取り組みを早急に実施することを求めるため、日本における人権デューデリジェンスの法制化を目指した提言書を公表するための準備を進めた。「ILO活動促進議員連盟2022年度第1回勉強会」では、デューデリジェンスへの対応について各党の衆参議員や関係省庁、ILO駐日事務所や経団連の方々に向けた講演も行った。その他、提言書とその公表ウェビナーにて、市場の商品の情報アクセシビリティを確保するために公共調達要件に情報アクセシビリティを追加するよう求めたり、中小企業における救済制度の提案をするなど、活発な提言活動を実施した。事実調査の観点からは、中国漁船上でのインドネシア人労働者に対する人権侵害の問題を契機に実施した水産業関連会社へのアンケート結果をまとめて公表した。同時に関連会社と政府にサプライヤーの把握・公開や、国内法整備を求める提言を行い、記者会見を開催した。ミャンマーのYコンプレックス開発については、米国の制裁に抵触する恐れがあるとして投資家と日本企業に対する共同声明を公表している。啓発活動としては、定期的なウェビナーを初め、1か月間集中型の連続講座「ビジネスと人権アカデミー」を初めて開催した。その他、ビジネスと人権市民プラットフォームを通じて、指導原則採択からこれまでと、これまでの10年を振り返るイベントを計画し、480名を集客した。</p>	通年	日本	30名	日本、アジア諸国等の市民	無数	10,438
人権の促進 保護のための 調査・研究 提言・普及 事業	<p><国連・国際人権基準の調査・アドボカシープロジェクト></p> <p>ジュネーブの国連人権理事会の会合等に参加して、アジア地域等の人権課題に関する討議</p>	通年	東京、ニューヨーク、ジュネーブ等	20名	日本の市民一般	無数	2,590

	に参加し、情報提供・政策提言・アドボカシー活動を展開した。ニューヨークでは他団体と連携し、国連総会、安保理等で、人道的軍縮の課題や人道危機状況への対応等、グローバル課題に対し、アドボカシー活動を推進した。						
人権の促進 保護のため の調査・研 究提言・普 及事業	<p><国内情報提供プロジェクト></p> <p>アジア地域、日本、そして世界の人権侵害の状況と当団体の政策提言についてウェブサイト、メディア、ニュースレター等により情報提供を行った。また、シンポジウム、トークイベント、報告会等の開催、出版などを通じた啓発活動を行った。オンラインイベントなどの開催を通じ、様々なレベルで人権にかかわる普及啓発を行い、国際人権基準の普及に努めた。さらに、中高生向け人権教育の事業やユースフェスティバルの実施、世界子どもの日映像スピーチコンテストの開催、オンラインサマースクールの開催、人権英会話教室、中高生のための人権教育教材の普及等を通じ、次世代への人権普及啓発活動を強化した。</p>	通年	東京、ジュネーブ等	600名	日本の市民一般	無数	1,815

本年度は、コロナ禍によりオフラインイベントの実施がほぼなく、書籍・グッズ販売などその他事業は実施していない。